

世田谷区社協及び 中核機関としての取組み

R6.10.8
世田谷区社会福祉協議会

本日本お伝えする内容

1. 法人後見業務について
2. 法人監督業務について
3. 中核機関としての取組みについて



はじめに



(1) 世田谷区概要

- ①人口：約92.3万人（R6.7.1現在）
- ②高齢化率：20.49%（R6.7.1現在）
- ③認知症の日常生活自立度の判定がⅡ以上の方：26,084人（R6.3.31現在）
- ④愛の手帳所持者：4,624人（R6.4.1現在）
- ⑤精神障害者保健福祉手帳所持者：8,439人（R6.3.31現在）
- ⑥成年後見制度の利用者数：1,543件（R5.12.31現在）

(2) 成年後見センターのあゆみ

時期	概要
平成11年 (1999年)	・ 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）開始
平成13年 (2001年)	・ 権利擁護センター設置 ・ 弁護士、司法書士、社会福祉士等との連絡会で事例検討を行う ・ 法人後見 （弁護士との複数後見）をモデル的に開始
平成17年 (2005年)	・ 世田谷区より「 成年後見支援センター 」運営受託
平成18年 (2006年)	・ 区民成年後見人養成開始
平成19年 (2007年)	・ 区民成年後見人第1号受任 （社会福祉協議会が後見 監督人 を受任）
平成24年 (2012年)	・ 「成年後見センター」に改組
令和3年 (2021年)	・ 「 中核機関 」受託

1. 法人後見業務について

(1) 法人後見受任状況 (R6.8.31現在)

①後見等開始原因別の類型内訳

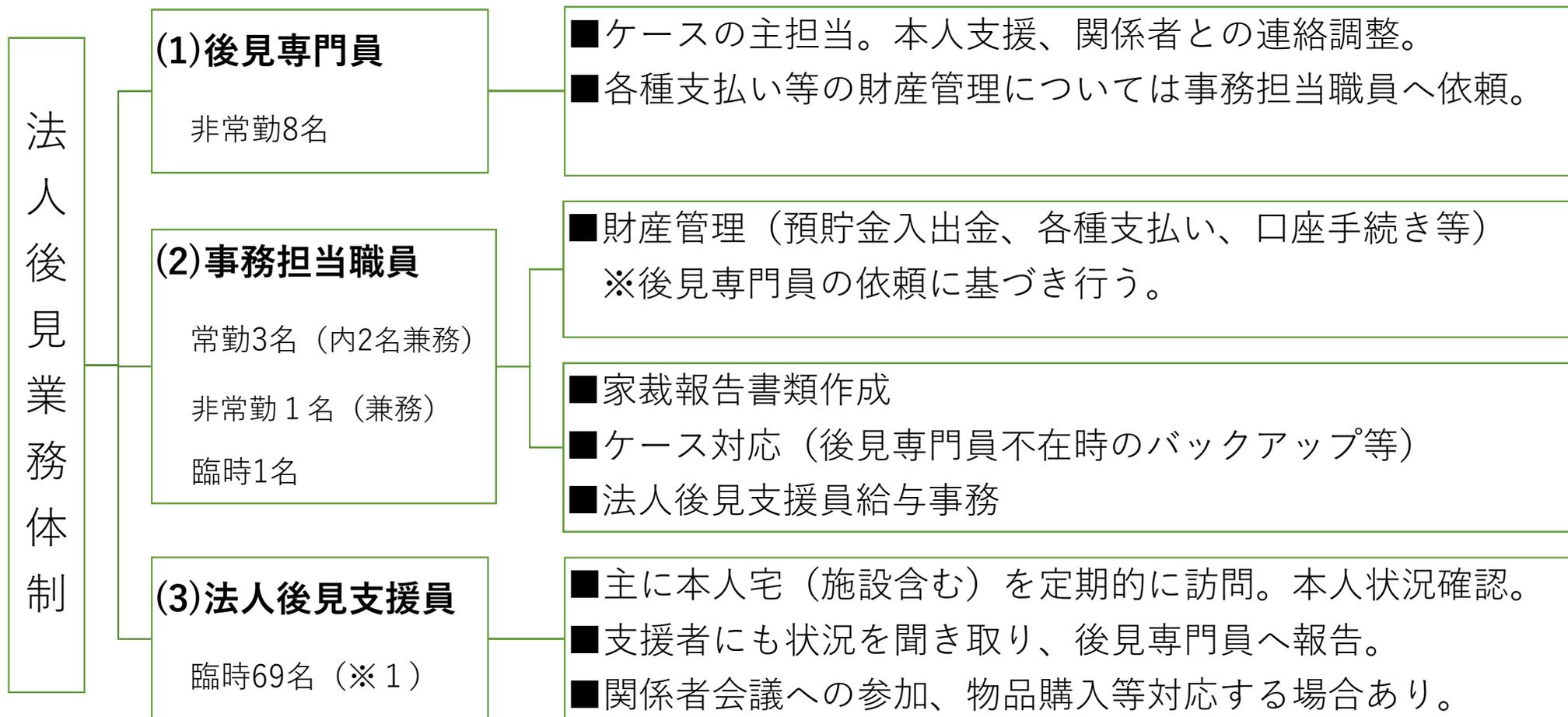
	後見	保佐	補助	任意	合計
認知症	39	12	3	7	61 (64.9%)
精神障害	9	2	2	0	13 (13.8%)
知的障害	11	2	1	0	14 (14.9%)
その他	2	4	0	0	6 (6.4%)
合計	61 (64.9%)	20 (21.3%)	6 (6.4%)	7 (7.4%)	94

②後見等開始原因別の居所内訳

	施設・ 病院等	自宅	合計
認知症	47	14	61
精神障害	8	5	13
知的障害	11	3	14
その他	4	2	6
合計	70 (74.5%)	24 (25.5%) ※	94

※受任直後の居所状況で見た場合、
上記94件の内、60件（63.8%）は
自宅であった。

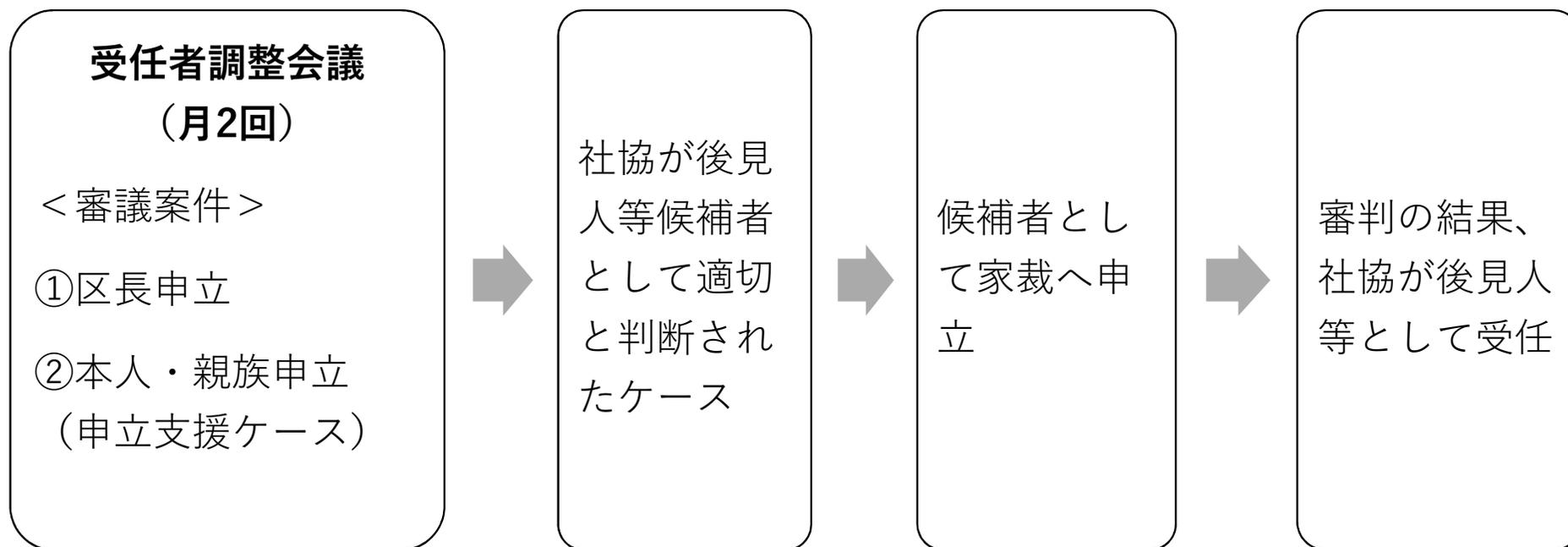
(2) 職員体制 (R6.8.31現在)



※1 世田谷区区民成年後見人養成研修修了者。世田谷区社協の臨時職員として雇用契約。

(3) 受任の流れ、受任ケースの傾向

①受任の流れ（法定後見の場合）



②受任ケースの傾向

- ①**本人対応の課題あり**（徘徊、他害行為、頻回な電話・訪問対応、浪費等）
- ②**親族対応の課題あり**（虐待、要支援者等）
- ③**資産が十分ではない**（浪費等で家計やり繰り困難、報酬が払えない等）
- ④**年齢が若く支援が長期化**（知的障害、精神障害等）
- ⑤**日常生活自立支援事業の利用者**（社協以外の支援者の受け入れが難しい場合等）
- ⑥**区民後見人へのリレーが想定される**（課題解消後、区民後見人リレーを前提に受任する）

- ➔個人で受任するよりも組織（法人）で受任するほうが良いと判断されたケース
- ➔年々困難ケースの割合が増えている感あり（①～④の複合型増）
- ➔課題が身上保護中心のケースが多いが、複雑な財産管理課題を含むケースも少なくない
- ➔④の支援が長期化するケースについては、個人受任のリレーも選択肢と考え、必ずしも法人受任となるわけではない。
①～③の課題が複合している場合、法人受任するか検討となる。

(4) 法人後見業務の現状・課題

課題	概要
①財源の確保	後見報酬のみで現状の人員体制を確保するのは困難。都補助金等、一部事業費への充当は可能であるものの、特に人件費部分は自主財源も活用している。
②人材の確保・育成	後見業務経験者が望ましいが、採用募集を掛けても経験者の応募は限られる。後見業務に関する初任者向けの研修が、今後都道府県レベルで実施されることと思われるが、採用後の育成が課題となっている。
③事故・不正の防止	1ケースに対し複数の立場の職員を関与させているが、様々な申請期日の管理や預貯金の変動チェックなどシステムの活用も含め、常に改善する意識が必要。
④法人後見担い手の育成	受任者調整会議において、社協以外の法人受任が可能な担い手の育成が課題。R5年度に区と基準（区内の社会福祉法人等が受任候補者になるための基準）を整備。1法人が受任者調整会議に参画することとなり、R6年度に1件受任となったが、今後も担い手の育成は課題。

(5) 法人後見業務の意義

- 法人だからこそ受任可能なケースがある
- 特に支援課題が複雑なケースに対応できる法人が必要
- 1つの受け皿として社協が挙げられているが、自治体によって異なる
- 財源を含め、どのように体制整備するか公的バックアップが重要

2. 法人監督業務について

(1) 受任状況 (R6.8.31現在)

52件を受任中。(51件：区民後見人受任ケース、1件：社会福祉法人受任ケース)

※区民後見人が受任するケースおよび世田谷区社協以外の法人が初めて受任するケースについては、**原則、世田谷区社協が監督人を務める**よう家裁へ上申している。

①後見等開始原因別の類型内訳

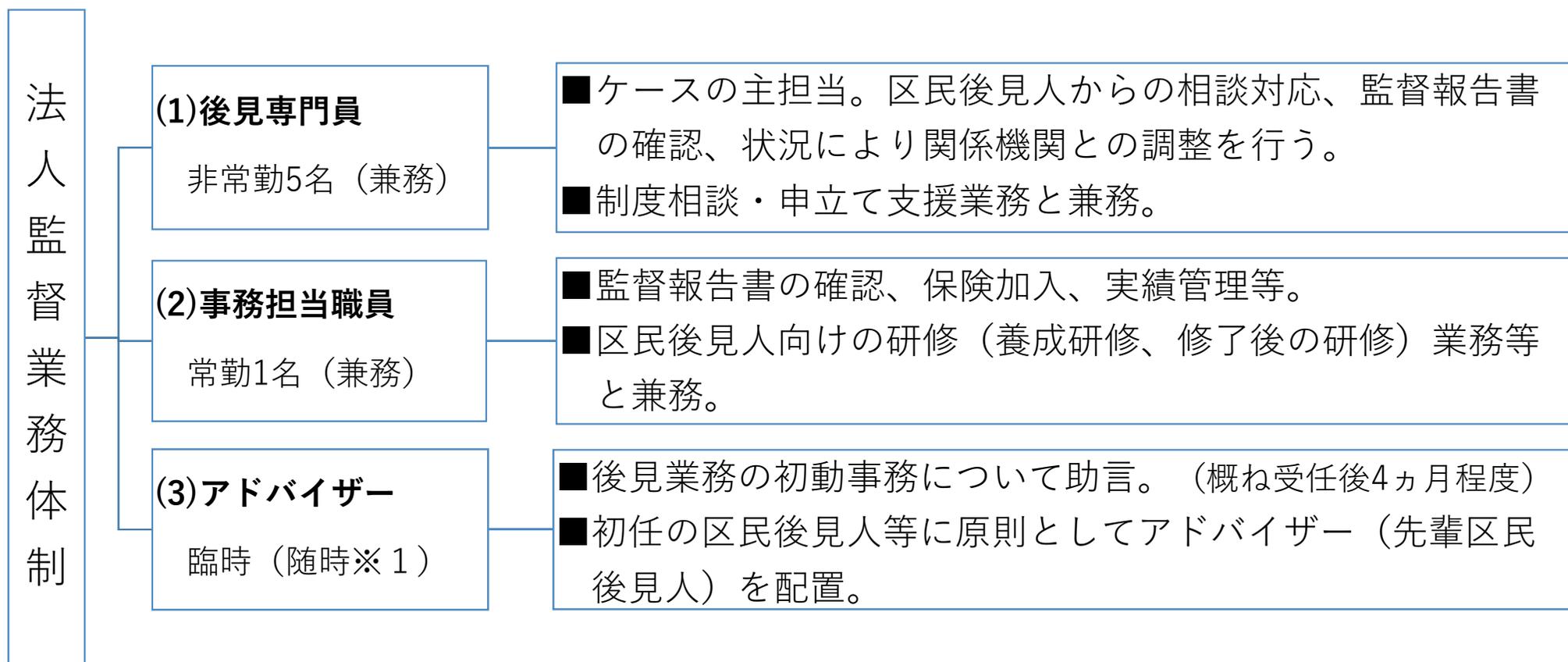
	後見	保佐	補助	合計
認知症	31	8	6	45 (86.5%)
精神障害	2	2	0	4 (7.7%)
知的障害	3	0	0	3 (5.8%)
合計	36 (69.2%)	10 (19.2%)	6 (11.5%)	52

②後見等開始原因別の居所内訳

	施設・病院等	自宅	合計
認知症	45	0	45
精神障害	4	0	4
知的障害	3	0	3
合計	52 (100%)	0 (0%)	52

※受任直後の居所状況を見た場合、上記52件の内、5件(9.6%)は自宅であった。

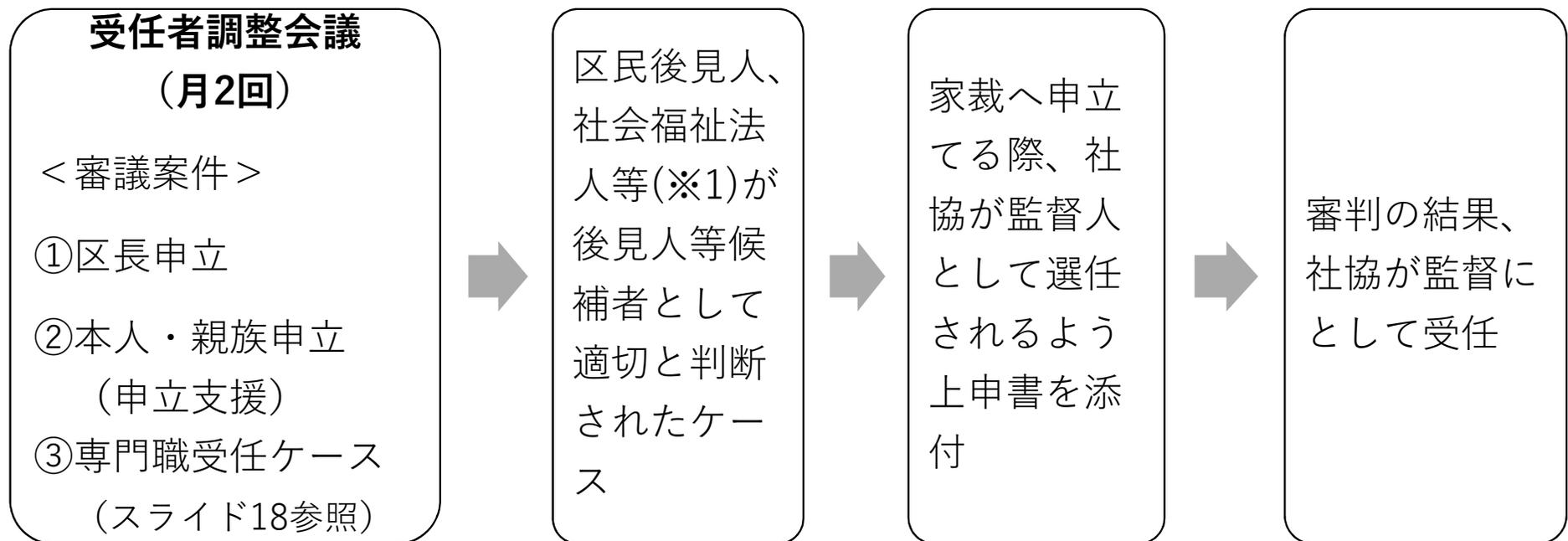
(2) 職員体制 (R6.8.31現在)



※1 世田谷区区民成年後見人養成研修修了者で、一定程度受任経験があることが条件。
世田谷区社協の臨時職員として雇用契約。初任ケースが出た際に随時アドバイザーを確保。

(3) 監督受任の流れ、受任ケースの傾向

① 監督受任の流れ



※1 社会福祉法人等が受任する場合は、原則受任1件目の時のみ社協が監督人として支援する。

②区民後見人受任ケースの傾向

受任者調整会議では、**区民成年後見人受任ガイドラインを基に**区民後見人が候補者になり得るケースを検討する。

【ガイドラインの概要（本人に関する要件）】

- 親族と紛争・トラブルがない方。
- 施設に入所している、又は入所目前（4ヶ月程度で入所）である方。
- 在宅で生活している場合、身上保護面で安定している方。
- 預貯金額が1500万円程度以下
- 施設や近隣等でのトラブルがない又は起こす心配が少ない

→安定しているケースかどうか検討するが、**受任後に課題が判明することもある。**
監督人として支援を行うが、**対応が困難な場合は社協がリレー受任することもある。**

③区内社会福祉法人等が受任するケースの傾向（R5年度より取組み開始）

- 障害者など比較的長期間にわたる制度利用が想定されるケース
- 支援困難（資産の少ないケースを含む）なケース

※1件目の受任の場合は、以下の条件も踏まえる。

- ▼受任する被後見人等の流動資産額は、概ね1,500万円以下であること。
- ▼受任後少なくとも1年間は、後見監督人等が就任する。
（世田谷区社協を監督人として想定）

(4) 区民後見人受任ケースのルート

区民後見人受任のルートは以下の通り。リレー受任の場合は本人意向も踏まえてリレーを行う。

区民後見人受任ケース

(1) 新規申立て

(R5年度：11件)

これから後見等開始の申立てをするケース。
後見人等として、本人・親族・支援者等と支援体制を構築していく。

(2) 社協からのリレー

(R5年度：6件)

社協が後見受任しているケースを引き継ぐ。多くの場合、法人後見支援員として当該ケースに関わっていた方が後見人として受任するため、本人や支援者等との関係が既に構築されている。

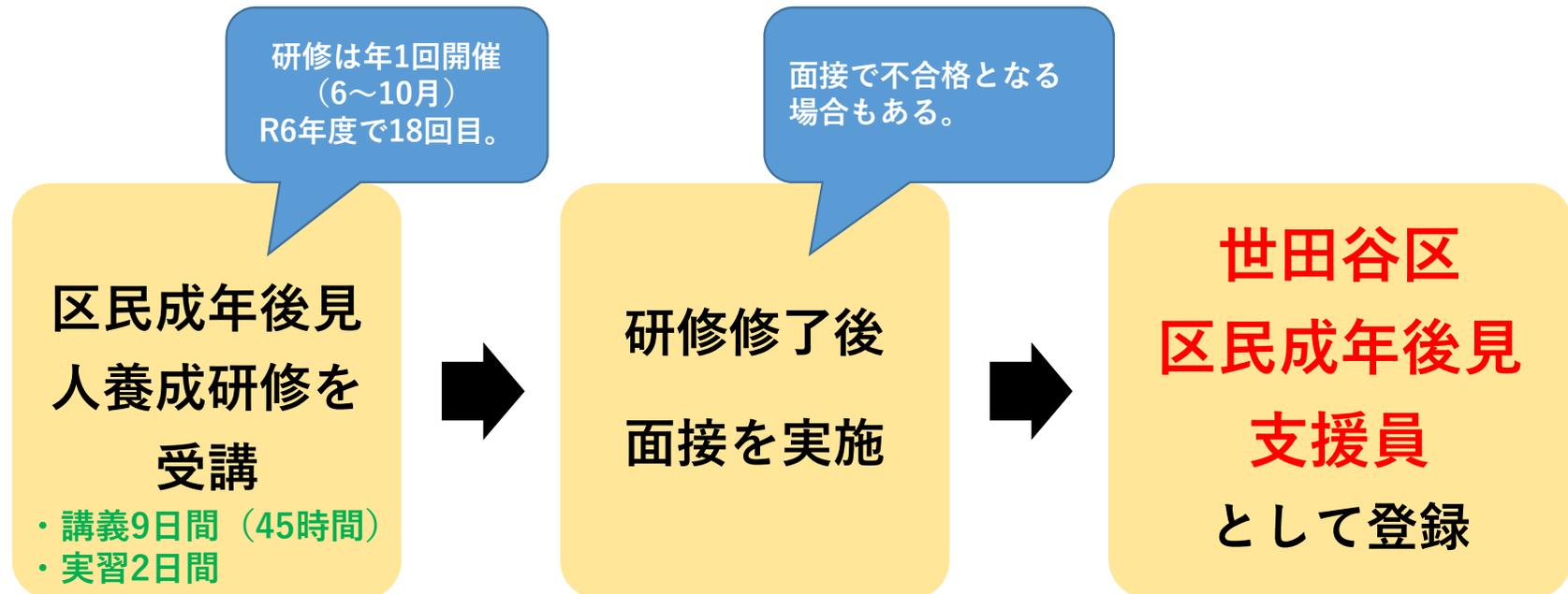
(3) 専門職からのリレー

(R6年度より開始)

専門職が受任しているケースを引き継ぐ。①受任者調整会議で検討されたケース、②受任者調整会議の委員及びオブザーバーの受任ケース、のいずれかに該当することが条件。

※この他に、区民後見人からのリレーもあり。R5年度：1件。
(区民後見人の健康上の問題、家庭の事情等。)

(5) 区民後見人の人材育成



区民成年後見支援員：141名 (R6.8.31現在登録中の人数)

(6) 区民後見人受任までの流れ

「世田谷区区民成年後見支援員」として登録

R6.8.31現在：141名（内11名は休止中）



法人後見業務の支援員として活動

R6.8.31現在：69名と雇用契約中



後見人等として受任

R6.8.31現在：44名（受任中件数は51件）

新規受任を希望する方は
141名の内、40名。その
内、7名が受任未経験者。

(7) 区民後見人に対する活動支援

①賠償保険、傷害保険

後見業務における賠償責任や自身の怪我に関する保険に加入。保険料は社協負担。



②書類預かり

自宅で保管することが難しい重要書類等、社協が契約する貸金庫にて保管。



③専門職の紹介

戸籍調査、債務整理等を委任する際、弁護士や司法書士を紹介



④アドバイザー制度

初任の区民後見人等には、原則としてアドバイザー（先輩区民後見人）を配置。原則第1回目のセンター報告（4カ月程度）まで支援。



⑤報酬助成

被後見人等の資産では後見報酬が支払えない場合、**上限12万円**助成。資産等条件あり。

助成金

⑥区民成年後見人活動マニュアルの作成



⑦情報提供

後見業務に関連する情報をメルマガや区民成年後見支援員専用HPで配信。



⑧監督人としての支援

監督人としての監督及び支援（相談・助言・会議同席等）を実施。



(8) 法人監督業務の現状・課題

課題	概要
①財源の確保	監督報酬のみで現状の人員体制を確保するのは困難。
②人材の確保	後見業務経験者が望ましいが、採用募集を掛けても経験者の応募は限られる。後見業務に関する初任者向けの研修が、今後都道府県レベルで実施されることと思われるが、採用後の育成が課題となっている。
③区民後見人受任件数の拡大	リレー受任の活用。社協受任ケースだけでなく、R6年度より運用開始した専門職からのリレー受任の活用が課題。
④区民成年後見支援員の活躍支援の充実	後見人等の受任だけでなく、後見制度の普及啓発や相談支援においても活躍の場を充実させていくことが重要。活動のモチベーションを維持していただくことにもつながる。

(9) 参考：区民成年後見**支援員**の活躍の場（後見受任以外）

活動名称	活動内容
<p>①申立て手続き説明会説明員 （交通費支給）</p> <p style="text-align: right;">制度の相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定後見の申立書類の書き方を説明する。（毎月6回程度） ・ 原則2名の説明員で対応（説明役、書記役） ・ 区民成年後見支援員1年目はオブザーバーとして見学参加
<p>②地域版成年後見制度相談会相談員 （交通費支給）</p> <p style="text-align: right;">制度の相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度全般に関する出張相談（年間45回程度） ・ 原則2名の相談員で対応（説明役、書記役、職員も同席） ・ ①の経験、研修受講等条件あり
<p>③普及啓発支援員 （謝礼金+交通費支給）</p> <p style="text-align: right;">制度の広報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度に関する講座等の講師 ・ 受任経験、研修受講等の条件あり
<p>④アドバイザー （給与+交通費支給）</p> <p style="text-align: right;">後見人支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初任の区民後見人に対する初回報告等初動業務への助言 ・ 受任経験、研修受講等の条件あり
<p>⑤法人後見支援員 （給与+交通費支給）</p> <p style="text-align: right;">見守り・意思決定支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世田谷区社協が受任する後見ケースの支援員として活動

中核機関としての取組みについて

中核機関の取組みを通じて感じる点

(1) 本当に成年後見制度の利用が必要なのか

→状況を伺うと、制度利用せずとも良いケースが。

「銀行から言われた」「医師から言われた」。でも本当に制度利用が必要か。

(2) 任意後見契約後、必要な時期に発効されない

→判断能力が低下しているにも関わらず、任意後見人による支援が開始されないケースの相談あり。（後見業務の負担感で躊躇、意図的に先延ばし？）

(3) 首長申立てに係る行政担当者の業務負担

→他の業務と並行しての手続き準備。見慣れない書類や手続き。

速やかな制度利用のために、行政担当者のサポートも重要。

(4) 親族後見人との接点を作りづらい

➡中核機関の機能である「後見人支援」。しかし、区内の後見人の情報を中核機関では把握していないため、支援の提案等、アプローチが難しい。家裁との協力が今後重要。また、後見業務に直結する相談・支援という枠組みだけでなく、被後見人（本人）と地域の社会資源をつなげるような支援メニューを備えることで、親族後見人との接点を作りやすくするのは。

(5) 中核機関に期待される機能と現実

➡制度普及、相談、マッチング、申立支援、後見人支援、市民後見人育成、不正防止等、機能は多岐に渡る。一方、体制整備のための財源・人材の確保は不透明。全国的に中核機関が立ち上がってまだ数年。制度改正後、更なる機能を担えるか。

参考資料

日常生活自立支援事業
(世田谷区の名称：あんしん事業)

あんしん事業（日常生活自立支援事業）

①利用者数（R6.8.31現在）

	利用者数	内、生活保護受給者
認知症高齢者等	129	15
精神障害者等	18	5
知的障害者等	4	0
その他	10	1
合計	161	21

②生活支援員数（R6.8.31現在）

	活動中	登録のみ	合計
生活支援員数	72	45	117

③後見制度移行件数（年度別）

	R1	R2	R3	R4	R5
後見制度移行件数	17	14	10	18	29